

平成 2020 年 6 月 4 日開催

理 事 会 議 事 録

日 時 2020 年 6 月 4 日
場 所 学校法人 東京国際フランス学園

理事定数 12 名

出席理事 11 名

ーオリヴィエ・ブロシェ（仏在外教育庁長官、リモート参加）
ーローラン・ピック（仏大使・法人副理事長）
ージル・アルモスニノ（仏在外教育庁アジア圏代表）
ーピエール・コリオ（仏大使館文化参事官）
ーローラン・ヴァインベルグ（法人事務局長、学校長）
ークロード・ウレン（法人総務部長、総務・経理部長）
ールネ・カラズ（保護者代表）
ーピエール-フランソワ・ヴィルキャン（保護者代表）
ーグザビエ・ダロ（教職員代表）
ーアルメル・カイエール（仏商工会議所会頭）

欠席理事 1 名

ーカトリーヌ・ウンサモン（仏大使館文化副参事官、コリオ氏
に投票権を委任）
ーマリーエレーヌ・テルニ

欠席監事 2 名

ージョージアン・リニョー
ー谷 真人

出席オブザーバー

ーフランソワ・ルーセル（在日フランス人選挙区選出議員）
ーマクサンス・ロバン（仏大使館フランス語交流担当）
ーマリー・ドイランベール（中・高等科校長）
ージル・サンセバスチャン（幼児・初等科校長）
ーティエリー・コンシニー
ーエヴリーヌ・ダヴネ - 犬塚

18 時、在外フランス教育庁長官のオリヴィエ・ブロシェ氏が開会を宣言。

今回もまた東京に来ることができなかったことを残念に思うと挨拶、校長に発言を促す。校長は、理事会メンバーに対し、自身が行った全職員への不手際なメール送信に関して以下のように宣言する。

駐日フランス大使
仏在外教育庁長官
理事会メンバーの皆様
教職員各位

不手際により起こった間違いが怒りを生み、動揺を引き起こしています。私は校長として、約束を反故にし、必要不可欠な公平性を欠いた上、以前の緊張関係を終わらせてくれるよう私に期待していた皆さんの信頼を失いました。このことは、私がいまだ共に仕事をしたことがないある職員についての評価をそのまま引き継いでしまったことから起こりました（これについては当事者である職員に説明をいたしました）。過去の一連の出来事の関係者にとっては依然として気持ちの収まりはついていないことと存じますが、誰もがこれが解決されることを願っています。またこのことについて私に話をしてくれる人間に対しては警戒を促すとともに、過去の出来事を完全に理解し把握することが私に求められています。ただ今回の件によって、9月から行ってきたすべてのことが信用に値しないことになるのでしょうか。決議機関の運営、公式・非公式の労使協議、職員のサポート、危機管理、内部コミュニケーション、新学期の準備等、9ヶ月の間、個別にまたグループごとに実施してきたこれらの活動を、新学期準備会議での私の発言と突き合わせていただき、判断を仰ぎたいと存じます。

不和の種が再び現れることを望む者はいません。その証拠に、2月に本校の職員を承認しがたいやり方で非難したビラについて全員（と思われるが）が糾弾いたしました。何の益ももたらさない不安定な状況を校内に再び作り出すため、コミュニケーションや判断の過ちを道具として使うことは誰も望まないでしょう。

私の謝罪と後悔は明白であり、ここで率直に表明するものですが、同時に、一部の人間のみが関係する過去の出来事を反芻するのをやめ、本校がもつ前向きなエネルギーを優先させるならば、全員がこれを機に結束することが可能となるでしょう。一時滞在にせよ、長期定住者にせよ、我々は皆リセの歴史、変化に対応していく歴史の主演なのです。そしてここは、風通しがよく、それぞれが日々の任務を果たし、偏見よりも行動が評価を受ける場所なのです。

それぞれが学校の中で自分の居場所をもち、リセが我々の共有財産であり危機的状況や過ちを経てもなお共に進み続けていけると考え、私に関していいますとこれまで実施してきた方法を引き続き実行に移していく所存です。

議長は、彼自身が任命した校長と規則的に連絡を取り合う仏在外教育庁代表として、また理事会理事長としてここで発言する。今回非公式ではあるが、理事長である彼に向けて作成された理事会のシナリオの中での校長の発言については、言葉にすべきではなかったことであり、無論遺憾に思っていると言及。そしてそれについては校長と話し合ったと述べる。とはいえ、仮に緊張関係や対立があったとしても、赴任以来、校長はリセの利益・環境のため全員から称賛される仕事をしたと付け加える。また全職員の利益、何より生徒の利益を考えた運営手段や、すべての学校関係者と建設的で豊かな対話を実現する点において、全面的に校長に信頼を置いていると断言する。

ローラン・ピック駐日大使は、東京国際フランス学園は優秀かつ活気のある学校であり、2019年8月の赴任以来、校長はすべての学校関係者と対話を重ねることにより学校を立て直そうと取り組んできたと言及。以前は全員が緊張関係の渦中にあったが、5月27日の学校運営評議会で賞賛を受けた学校再開マニュアルに関する協議でもみられたように、校長の功績として挙げられるのは、話し合いを基盤として業務に取り組んできたことにありと再度言及。よって、学校関係者には本質を見てほしいと要請する。なぜなら、問題となった発言は校長が下した評価ではなく、過去について述べたものだからである。

フランス商工会議所会頭のアルメル・カイエール氏も意見を述べる。今回のことは不手際であったと理解し、校長への信頼を再度表明する。抗議文は読んだが、彼から見れば、問題と

なった文章そのものを超えて、そこには言及されていない他の問題に向かって進んでいると述べる。よって別の議題に移ることを望む。

この後、新型コロナウイルス感染症関連の状況とその影響について話題が移る。

仏在外教育庁長官は、仏在外教育庁管轄フランス学校522校のほとんどすべてが閉校せざるを得なくなり、自宅継続学習は対面授業に代わるものではないということを承知しながらも、教育庁のサポートを受けてこの形態の学習が実施されたと説明する。

また、仏在外教育の支援や経済的に困難な状況にある生徒家族への挺入れを政府が再度確約したことに言及する。仏在外教育庁が実施することになった対策措置は二つの基本方針から成る。すなわち、すべての家族に対する連帯と、管轄校すべての存続を保証するというものである。これは、フランス人家族には政府奨学金の対象拡大という形で示された（外国籍家庭については、学校側が援助）。また他の措置としては次のものが挙げられる。すなわち、授業料値上げの緩和と幼児科の3学期授業料の軽減である（というのも、教員達の努力や創造性をもってしても、最も困難な状況に置かれたのがこの幼児科課程だからである）。これらの対策は、現金の前貸しという形で仏在外教育庁の支援を受けることができる。次回の議会での修正法案議決で、これらの前貸しが補助金という形に変更されるかどうか注視すべきところである。

ローラン・ピック大使は何よりも、教員・生徒間の関係性を第一と考えると述べる。日本の諸学校の閉校措置の知らせを聞き、当時の感染抑制状況を踏まえ、教員と生徒のつながりが一刻も早く復活することを望み、長期間の閉校を決定することはせず複数回にわたって閉校を延長する措置をとったのはそのためであると説明。また学校再開マニュアルに関する協議の際に、大多数の生徒及び保護者の皆さんの要望に応え、できる限り対面授業を行うよう推し進めたのもそのためである。

この感染拡大による経済的打撃については、健全な経営のおかげでこの危機に対処できているリセの支援措置に加え、仏在外教育庁が奨学金以外にも提案している支援をすべて利用するよう呼びかける。この3ヶ月の閉校期間中の経費支出額及び節減額を明確に把握するため、リセと大使館が話し合ったことにも言及。リセにかかった経費は事実である。なぜなら学園は日本政府の支援金も仏在外教育庁の資金前貸しも利用することができないからである(本校よりもより必要とする学校が多くあるため)。とはいえ、本校では、国籍を問わない保護者の寄付による連帯基金を活用することは可能である。

一方で、日本国外への旅行が難しいことについて詳しく述べる。少なくとも欧州諸国に対する日本への入国制限が近日中に解除される見込みはない。フランス大使及びヨーロッパ諸国の大使は、特例措置を認めてもらうよう共同で訴えかけているが状況は厳しく、何よりもこの交渉には旅行による出国は含まれていないと述べる。また大使はフランス商工会議所にも向けて、これらの渡航制限が企業に与える影響について彼らからも懸念を主張するよう促す。

新任の教員の入国についてはどうなっているのかと保護者代表が訪ねる。新学期までに入国制限が解除される保証がないと大使が述べたことから、現地雇用教員に関する法的側面については後ほど確認すると校長が述べる。

最後に、役員事務局及び全教職員の業績に対し、仏在外教育庁長官が賛辞を贈る。

生徒の対面授業が復活して2日間、全体として状況は良好で、制約はあるにせよ生徒は皆との再会を喜んでいと校長が総括する。また2020年新学期の生徒数予測は、入学辞退数が補填されたことから特に変更はない、当初設定された目標は現時点で見直しの必要はないとする。これは、企業や家庭への影響、すなわち駐在員でも政府奨学金受給者でもない家庭を

“貧困の罠”に陥れた経済危機の影響についてなされたカイエール氏の質問に答えるものでもある（校長は支援として連帯基金が利用できることに再度言及）。

カイエール氏はこれに加えて、仏在外教育庁が支援を幼児科へ限定したことについて、その公平性を問う。

その返答としてローラン・ピック大使は、秋に行われる領事委員会でまだ奨学金申請をしていないフランス人家庭の書類が検討される予定であると説明する。これは時に支給対象とならないと思いこむ家庭もあるための措置である（2020年における家庭の財政状況の変更が考慮されることになる）。

仏在外教育庁長官は連帯基金による尽力に謝意を示す。これについて在日フランス人選挙区選出議員のティエリー・コンシニー氏は、この連帯基金の資金が授業料によって拡充されるのをどのように回避するつもりなのかと質問する。

校長は、この基金は学費ではなく、寄付金のみによって賄われると答える。

同議員であるルーセル氏は、政府の資金前貸しを補助金として仏在外教育庁が受給することはできないのかと質問する。長官は現時点では保証ができないと答える。よって長官は、仏在外教育庁が支援できない場合に財政困難に陥らないよう、学校は熟慮の上選択をし、補償を可能とするよう要請する。

議事日程の確認が行われる。

1. 議事日程の承認：

議事日程は全会一致で承認される（11票）。

1.2. 2020年2月13日開催理事会の議事録の承認：

特に指摘もなく採決に移る。

反対票：0 棄権票：0

議事録は全会一致で承認される。

1.3. 財務規程の変更

「仮登録及び入学登録（入学金）」

2020年4月6日の学校運営評議会で賛同を得たことを受け、次の規定の追加が提案される。

“1年以下の期間で日本を離れる生徒に限り、再転入の際の入学金は免除される”

保護者代表はこの規定が本年度にも遡及して適用されるよう要請する。なぜならこの件についてはかなり前から願い出ていたが協議が遅れていたことを挙げる。理事会メンバーは2019年-2020年度についても本規定を遡及して適用することを承認する。

在日フランス人選挙区選出議員ルーセル氏は、この規定が学費を自己負担している家庭にのみ適用されるよう明示することを要請。この点については意見の一致を見ず、この適用制限については採用されないこととなる。

本提案が採決に移る。

反対票：0 棄権票：0

本提案は全会一致で承認される。

1.4. 法人寄附行為の更新の承認：

2019年5月17日の私学法改正にともなって変更され2月13日の理事会で承認された新寄附行為を法務コンサルタントが再度検討し、さらに新たな変更事項を加えるため5月25日に評議員会が招集され、賛同の意が示された。

特に、評議員を1名増やして26名とし、現在2名の保護者代表評議員に加え、本校卒業生代表評議員を1名加えることが提案された。これに先立って、春に経営陣と保護者代表の間でこの件についての協議が行われており、合意を得ていた。

この追加された評議員席は、評議員会に席を持つことを希望していた本校卒業生の要請に応えるものであり、最近オンライン会議で面会をしたところであると校長が説明する。

反対票：0 棄権票：0

法人寄附行為の変更は全会一致で承認される。

1.5. 法人就業規則の承認

育児・介護休業規程の改正：

子の育児休業を3歳まで延長することが提案される。この職員からの要求は人事委員会で検討され、承認された。

校長は本規程の改正事項を読み上げる。

- テキスト中の“子が2歳に達するまで”を“子が3歳に達するまで”に変更
- 第6条2項への追加条項：“ただし、子が2歳に達した場合、中小企業退職金共済組合への掛金積立も含め、学園からはいかなる資金援助もないものとする。”

反対票：0 棄権票：0

本規程の改正は全会一致で承認される。

賃金規程の改正：

フルタイム就労職員の昇級規定が、就労時間がハーフタイム以上の職員にも適用されるよう提案された。この職員からの要求は人事委員会で検討され、承認された。

校長は本規程の改正事項を読み上げる。

第2節 月例賃金

18-2 第9条4項に規定された所属カテゴリーのフルタイムで勤務する職員およびフルタイムの2分の1以上の時間数で勤務する職員の昇級は、賃金一覧表に従って行われる。

18-3 ~~フルタイム勤務でない~~フルタイムの2分の1未満の時間数で勤務する職員の昇級は、フルタイム勤務の職員に定められた昇級速度の二分の一の割合で行われる。

反対票：0 棄権票：0

本規程の改正は全会一致で承認される。

労働契約書：

現行の慣習を明確化するため、有期雇用契約書の契約更新の条項を次のように記載することが提案された。

“有期雇用契約期間が通算して5年を超える場合、契約職員は、無期労働契約への転換の申し込みができる。ただし契約がない期間(いわゆる無契約の空白期間)が6ヶ月以上ある場合を除く。契約がない期間が6ヶ月以上ある場合を除いて、有期雇用契約期間が3年を経過した場合、契約職員は無期労働契約への転換を要請することができる”。

この提案は人事委員会で賛同を得た。また校長は、このような要請に対する拒否理由の基準を次回の人事委員会で明確にするよう求められていると付け加える。

保護者代表は、自動的な無期雇用転換が過去において好結果をもたらしたとはいえない決定であったことに言及し、この措置が適用される場合の影響について質問する。教職員代表は、この措置は日本での定住手続きを容易にするものであると説明すると同時に、無期雇用への転換は自動的に行われるものではなく、校長の裁量にゆだねられるべきであると言及する。校長は、この提案事項が無期雇用への転換を自動的に行うものではないことを確認する。仏在外教育庁長官は校長に対し、次の理事会でこの措置の法的な影響について報告するよう要請する。

反対票：0 棄権票：0

有期雇用契約書の改正は全会一致で承認される。

2. 2019年 - 2020年度決算報告

クロード・ウレン事務・経理部長が、2019年4月1日から2020年3月31日会計年度の決算報告を発表する。今年度の決算結果はわずかな黒字を示しているが(480万円)、もし新型コロナウイルス感染拡大が起きていなければ、当然これを大きく上回る黒字となるはずであった

(1億3800万円)。しかし、滝野川校の予算が他部門の赤字額を吸収し、加えて為替差損も発生した。つまり、給食部門は2020年3月1日から全く収入がないにもかかわらず職員の給与支払は維持された(2280万円の赤字)。スクールバス部門は、昨年度の請求書が今年度分に算入されたが、支出はわずかな増加に留まり、年間でみるとコントロールされている。これは当初予算の厳正さを示すものである。

収入額（昨年度に比較して 5.5%増）は 2019 年 9 月に確認された生徒数の増加に起因する。人件費総額は、仏在外教育庁が規定した評価値にとどまっている（学校の支出総額の 60%～65%）。

会計年度が終わり、運営資金総額は積立金を除き 15 億円となっている。これは 2020 年 3 月 31 日時点で、全部門合わせて自己運営可能日数 198 日を示しており（1 日運営費＝640 万円）、そのうち 179 日が学校部門予算に充てられる。またこの 179 日から 72 日を不動産計画費用のために減額しなくてはならないため運営資金のレベルは 107 日となるが、これは 2020 年 4 月、5 月、6 月の赤字額を差し引く前の数字である。

在日フランス人選挙区選出議員ティエリー・コンシニー氏が、この自己運営可能日数に関する日本での規定はどうなっているのか尋ねる（フランスの監督署では、為替リスク及び地震のリスクがある国においては 90 日と規定）。事務・経理部長はこれについて確認を行うとしたが、決算報告を承認した日本の監事は、潤沢な運営資金をもつことが重要であると強調したと述べる。

反対票：0 棄権票：0

2019 年-2020 年度決算報告書は全会一致で承認される。

3. コロナ感染症拡大状況に関する報告

連帯基金：

校長が本基金の役割についてあらためて説明する。すなわち、大使館、保護者代表 2 名、理事会保護者代表理事 1 名、教職員代表 2 名、会計責任者及び役員事務局が参加して決定される。

補助金は収入減に応じ、必要があれば奨学金を補填するものとして、また収入が全くなくなった場合は、授業料の 90%を限度として割り当てられる。もし新学期までに家庭の財政状況が悪化した場合は、申請書は再度検討されうる。現時点では、30 件ほどの申請書類が検討されたが、これは多く見積もっても連帯基金の 300 万円強に相当する（基金は 1000 万円ほど積み立てられている）。とはいえ奨学金申請を行った家庭に関しては、最終結果の通知は奨学金の割当額に関連してくるが、その他の家庭にはすでに返答済である。

理事会は、新型コロナ感染拡大のため収入減となった家庭の授業料支払いを補助するため、国籍を問わず、この連帯基金制度を 1 年間続けることについて決を採る。来年 2021 年 6 月の理事会でこの問題について総括し、次年度もこの規定を設ける必要があるかどうか検討することとする。

教職員代表はスクールバス料金が閉校に伴って免除の対象となったかどうか質問する。校長は、3 月、4 月、5 月の料金が免除の対象となったと答える。

反対票：0 棄権票：0

連帯基金の活用措置は全会一致で承認される。

6月の給食サービス：

生徒及び教職員には給食として弁当が配られる。校長はこの昼食代が保護者に請求されるべきかどうか理事会メンバーに諮問する。事務・経理部長は、弁当にかかる経費は通常の給食にかかるものとほぼ変わらないと説明し、この部門の経費は月1600万円に上ると述べる。フランソワ・ルーセル氏は、このような昼食の無料化は、給食費を払わないよう自宅で弁当を作る家庭からは反発を買うのではないかと述べる。

カイエール氏は、受けたサービスには対価を払うべきであり、無料化にすることはここでは適切ではないとの意見を述べる。

仏在外教育庁長官はこの意見に賛同する。また保護者代表より、この措置は特に幼児・初等科の家庭に向けたものとなるが、その分は全家庭に課されることになり、待遇の公平性の問題が生まれるとの指摘がある。

理事会は、給食費は請求されるべきものである（一括ではなく給食サービスを利用した回数に応じて）との見解に至るが、希望する家庭には給食登録の取り消しを認めるようにすべきであるとする。

20時8分、カイエール氏が退出し、投票者は10名となる。

関連予算措置：

仏在外教育庁の緊急対策プランにより二つの政策が可能となる。すなわち、3学期の幼児科授業料の30%免除と、予定されていた来年度授業料値上げの減額（または廃止）である。仏在外教育庁長官は、この値上げの減額分は、フランス議会を通れば第二次予算で補填される可能性もあると説明。

またこの免除措置を幼児科だけに適用した理由としては、6月の対面授業が少なかったことと、幼児教育は日本では義務教育となっていないことが挙げられる。

この政策にかかる費用は2400万円とされ、2020年度新学期の学費から控除するか、退学する生徒の場合は払戻しをするという形になると事務・経理部長が説明する。もしここに来年度の授業料値上げ1,8%を廃止した場合の費用を加えると、6000万円の収入減となる。これは運営費8日～9日分に相当し、すでに確認されている1億円の赤字額を増やすことになる。

その後、話し合いは授業料1,8%の値上げを減額するのか、廃止とするのかということに移る。

保護者代表が強調したリスクとしては、2020年度予算で採決された値上げ率1,8%のうち0,97%に当たる年功昇給に関連する学費値上げが、不可避なものとして今後何年かにわたって実施されていくのではないかとということである。この減額分を仏在外教育庁が補填できるかどうかについて仏在外教育庁長官は再び慎重な姿勢をみせる。

フランス大使及び文化参事官が生徒保護者の期待に応えるべきであると主張したことを受けて、校長は理事会に対し、予定されていた1,8%の授業料値上げを全面的に廃止することを提案する。

投票前に、保護者代表は、保護者代表選挙（リセ家族の会選挙名簿）の際に掲げ、年間を通して擁護してきた優先事項は、家族が長期的な視野をもてるよう学費の値上げを食い止めるということであったと言及し、現時点で資金調達がみえていない2020年－21年度学費の凍結案について、棄権することを決定する。

二つの議題が投票に移る。

- 3学期幼児科授業料の30%免除
反対票 0 棄権票 1 賛成 9

よってこの措置は承認される。

- 2020年新学期の学費値上げの廃止
反対票 0 棄権票 3 賛成 7

よってこの措置は承認される。

仏在外教育庁長官及び仏大使は、大幅な値上げを避けるため、今後の予算を適正に建てるよう呼びかけ、将来の学費変動について保護者の皆さんの不安をあおるようなことは言わないでほしいと要請する。

次回の理事会で経営陣がこの収入減を補填できるような選択肢を発表するよう保護者代表が要請する。

4. 伝達事項

4.1 給食

これは予算承認理事会で協議された件であるが、校長が実施事項について報告する。

給食職員に対してコンサルティングを実施、各職員の責任を明確にすべく新たな組織編成及び研修が行われた。しかしリセが閉校となったため、この対策の効果を確認することはできなかった。

一方で、来学期、食堂の食券メニューを廃止することが再度明確に示された。これにより二つのカウンターを確保し、生徒の流れをスムーズにすることができる。同様にメニューを2種類用意することが検討されている。

4.2. 不動産計画

校長が現況報告のため、6月に不動産委員会を開くことを告知する。
本計画の審理は進行中であり、5月末に最初の申請書類を提出したと述べる。6月末にはまた別の申請書を提出し、役員事務局は8月末に審査を受けることになっていると説明する。工事の予算額は購入費用も含めて8億2000万円と見積もられている。

4.3. 情報処理部門の監査

情報処理システムの安全性に関して2月に実施された監査に引き続き入札が行われたが、1つの企業がこれに応募してきたにとどまった。情報処理委員会はこの会社の提案内容について調査を行ったが、決定する前にもっと検討すべきであるとした。また予算状況の不確定要素も加わって慎重にならざるを得なかった。よって本委員会は、この入札を見送ることを推奨する。

保護者代表が提案事項の中にクラウドによるサーバーシステムの提供が含まれていたかどうか質問し（校長は含まれていたと返答）、安全性が確保されていない本校のインターネットサイトの問題をなおざりにしないよう要請する。

4.4. 理事会の教職員代表オブザーバーの任命方法

教職員代表オブザーバーの任命問題については各決議機関の教職員代表全員で議論がなされた結果、10月に行われる教職員代表選出の選挙の際に任期を1年として、全員投票によって選出されることで意見が一致した。オブザーバーは現教職員代表理事（中・高等科教員）とは異なる職務カテゴリーから選出されることになる。

質疑応答

在日フランス人選挙区選出議員の質疑：

1. 過年度と比べ3学期の授業料支払に遅れはみられるか。2019年6月3日と比較して今年2020年6月3日時点の請求額に対する入金割合はどの程度か教えてほしい。

☞④ 入金ペースは遅いが、請求書が通常より遅れて送付されたため、比較は正しくできない。

☞☞ 授業料の未払い（一部または全額）に備えて、仏在外教育庁支援金枠「〇億」で前借りの要請をしたのか。

☞④ 現金資産の問題はないためしていない。

3. 公共交通機関を使う生徒がいることから、授業開始時間を8時30分ではなく10時にする方がよいのではないか。

☞④ 午後の授業を長引かせることからこの提案は採用されなかった。

4. 財政難にある家庭は連帯基金をどのように申請できるのか。

☞④ 上述参照

生徒保護者の質疑：

1. オリヴィエ・ブロシェ氏がいらっしゃるので、非常時における教育体制について質問したい。特に教員向けの研修や遠隔授業に合わせたデジタル機器の使用実施等について、仏在外教育庁ではどのような方策を考えているか。またここ東京では、2020年-2021年度についてどのような措置が検討されるか（委員会、教員研修、授業のない日のテストやインフルエンザによる学級閉鎖の際の使用等）。

☞④ デジタル機器については教員研修とあわせて検討していく予定である。また自宅継続学習の教育内容等については教員間で話し合われるべきものである。

2. 教育面また利用度といった点からみて可能な範囲で、デジタル教科書の導入に関する協議を始めたい。コロナ感染拡大状況においては、いくつかの学校教育環境を改善することができるよう思える。

☞④ デジタル教科書は、〇年目は魅力的な商品としてうつるが、その後価格は高くなる。またこの問題については教員が皆同じ意見とは限らない。とはいえ来年度も、中等科へのクロムブックの導入の件も含めて引き続き議論をしていくことになる。

3. 評議員会ですでに要請したように、幼児科、初等科、また全課程の生徒に3学期授業料の一部割引を適用した場合の試算額を教えてください。また仏在外教育庁が幼児科授業料の30%割引を可能にし

た今、この措置を採決にかけたい。しかし、幼児科と初等科を区別することは幼児・初等科に差別を生みかねない。この差別化された待遇はどのように正当化されるのか。

もしこの割引措置に係る経費（将来この減額措置の補填のため実施されうる学費値上げ）を全生徒、または関連課程の生徒のみに割り当てた場合の試算はどのように変わってくるか。

同様に、2020年-2021年度に予定されている授業料値上げ（+1.8%）の延期を検討することを本理事会で提案する。これを実施した場合の予算への影響及びすでに実施されている（または予定されている）学校プロジェクトへの影響はどのように考えられるか。

公平な経費補填のため、この学費据置き措置を在留公務員教諭給与支払負担金（PFC）を減額することで賄うことはできないか。公平なやり方としては、まず1年間この負担金を3%に下げ、次年度は4.5%、そして最終的には6%に戻し、この減額分は学校が自由に使用方法を決めるというやり方である（在外フランス学校保護者会連盟が提案）。

参考までに、在外フランス学校保護者会連盟（リセ家族の会もメンバーである）が仏在外教育庁理事会に宛てたメールの抜粋を紹介する。

“生徒を呼び込めるような学校経営方針を支援すべき措置に関していえば、全フランス学校の責任者/経営団体が、それぞれの状況に見合っていると自らが考える新学期の「経営方針」を決定することができなくてはならない。幼児科授業料の30%割引を実施できる学校や、新学期の授業料値上げを緩和することのできる学校のみに限定して支援（原則として償還すべき）を行うことは承認できない。直轄校及び協定校が自由に経営方針を選択できるととてもシンプルで公平なやり方は、在留公務員教諭給与支払負担金を減額することである。すなわち、まず1年間この負担金を3%に下げ、次年度は4.5%、そして最終的には6%に戻し、その減額分は学校が自由に使用方法を決めるというやり方である。提携校に関しては事情はもう少し複雑だろう。というのも仏在外教育庁ネットワーク運営への参加は統一されておらず、一考を要するがぜひとも解決策を見つけなくてはならない。”

☞④ 本理事会の協議と決議がこの質疑に答えるものである。

4. 現時点で何名の生徒保護者が連帯基金を申請したのか。また家族の要請に応えるのに十分な基金があるのか。

☞④ 上述参照

5. 3学期の授業料の支払期日を迎え、現在の運営資金はどの程度になっているか。

☞④ 上述参照（2019年12月31日決算報告）

6. 運営資金はすでに給食部門や課外活動部門の費用免除額を補填するために使われている。仏在外教育庁が推奨する余裕率まで戻すのにどのくらいの時間がかかるのか。

☞④ それは予算の選択や諸料金の状況、予算執行等による。

7. 閉校中に実施できた節減及びかかった追加経費はいくらか。

☞④ 2月10日に保護者に送った通達を参照

.

8. 本校の職員で、一時休業措置が検討または実施された者はいたか。

9. 本校の就業規則に一時休業についての規定はあるか。もしなければ非常時の一時休業措置を検討するための協議を実施することはできるか。

㊦> 現在その規定はない。本校法務担当者の意見に従って、この問題は6月9日の人事委員会で取り上げられることになった。給食職員17名にこの措置を適用した場合の節減額は月200万円であった。その他の職員にこの一時休業措置を適用させることは難しい（リモートワークを行っていたため）。

10. 財政危機を緩和するためなぜ今まで日本政府の支援制度を使っていないのか、根拠のある答えがほしい。

㊦> 総務担当者によると、本校はそれらの補助金の対象校となっていない（下記の教職員代表の質問3に対する返答を参照のこと）。

11. なぜ本校の保護者は年に100～150万円も学費を支払わなくてはならないのか説明してほしい。フランス本国の教育費は無料、また教育省と提携した私立学校ですら一般的に学費は本校と比べ安い。

㊦> フランスにおいては、公共財政にとって、すなわち納税者にとっての教育費は東京のリセのそれに相当するものである。ただフランスでは、地方自治体が学校施設の所有者であり、メンテナンスも自治体が管理する職員が行う。そこが日本のリセとは違うところである。

12. 2020年-2021年度の入学希望者は予算作成時に見積もられたものに一致するか。

㊦> 現在のところは一致する。

13. 本校はフランス外務省が提案している現金の前貸しを要請するつもりはあるのか。この支援金により保護者はどのような恩恵を受けるのか。

㊦> 要請はしない。上述参照。

14. 2019年10月の理事会で、校長は、生徒保護者とのコミュニケーション改善のため検討グループを設けたいと述べていた。年に3回しか開かれられない理事会で学校会計について審議するよりも、これを検討する会議を設けることは可能か。

㊦> 保護者代表は予算準備の段階で招集され、他のテーマ（6月4日の理事会で言及）でも集まった。よってここでいうグループ検討会は実施されたことになる。

15. 2019年10月の理事会で、保護者代表の投票権を増やしてほしいと要請した。この問題は、2020年2月の理事会で寄附行為変更に関連して取り上げられた。一般的に、保護者の投票権を増やすにはどのような手続きが必要となってくるのか。

㊦> 上述参照。寄附行為の変更は、卒業生のために評議員枠を増やすことであった。理事会構成メンバーの変更問題は取り上げられなかった。

16. 進級による生徒増に関してであるが、なぜ他の場所に新たに経営管理を行う学校施設を建てないのか。そうすれば借入ができるのではないか。

㊦> 本校はすでに2032年まで借入返済が予定されており、これ以上の借入はできない。また来年の生徒数予測に変更はない。

17. 教育拡充費（再登録料）に関してであるが、この費用を廃止し、授業料の前払いとすることはできないか。登録はインターネットで行われているため、この費用の運用詳細が知りたい。

☞> 本校の資金源を見直してこれを減額することは学校の維持存続にとってよい方法だとは思えない。またこの費用は夏期の現金資産確保に役立っている（給与支払、借入金返済、メンテナンス契約の支払等）。

教職員代表の質疑：

1. 不動産計画における改修費用の見積もりは正確にはいくらか（8億に収まる、というのではなく）。

☞> 上述参照。また次回の不動産委員会報告参照。

2. 1月27日の学校運営評議会、また2月13日の理事会において、予算上ではハーフタイムポストの新設が予定されていた。これは奨学金業務（保護者とのコンタクト、申請手続き等）補助のためであるが、現状及び保護者の財政難の増加、また保護者への説明業務や連帯基金の利用開始等に鑑みて、このポストをできるだけ早く設ける必要がある。採用開始がいつになるか日程を教えてください。

☞> この問題は、関係部署と調整中である。

3. 日本政府は財政支援、特に雇用支援制度を打ち出した。この支援名は雇用調整助成金というが、リセはこの助成金受給の可能性について確認を行ったか。
（厚生労働省サイト（コロナ感染症について）

これは、収入減となり、従業員を休業させながらも彼らに補償（通常の給与の60%以上）を支払っている企業に向けた助成金である。本校は収入が減らず、職員も休業とならなかったためこの助成金の対象外となる。また4月13日、新型コロナ感染の影響により学費の減額または取り消しを行った私立高等学校に向けた支援金について本校総務担当が東京都に問い合わせたところ、外国人学校（各種学校）は対象外であることがわかった。

4. 議事1.5に関連して：

4A：どの程度の活動参加、またはどのような態度を取った場合にその職員は“アジテーター”として形容されるのか。

☞> このような判断を下すに至った理由は、当該職員が職員代表だったからではないことを彼に説明した。

4B：彼と同様に評価されていた他の職員はどのような職員か。

☞> 校長の赴任時に過去の行動に基づいて非難を受けていた職員について報告を受けた。

4C：本校において、このような断定的な判断を下すよう校長を導きうる影響力のある人間は誰か。

☞> 校長は、本校赴任前の任命時に伝えられた情報に基づいて、こういった判断をしてしまったと答える。

4D：同様の判断の下に、今年は他にどのような決定がなされたか。

☞> 他には全くない。

4E：この中傷的な文書は誰に向けられたものか。

☞> 理事会理事長である。

5. 校長がある噂を根拠に要請した情報処理部門の監査（2020年2月の理事会議事録参照）は、透明性を確保した検査でなくてはならなかった。ところが現在まで、この監査報告は校長室に保管されたままであり、教職員及びその代表には手が届かないものとなっている。この監査については校長が選んだ断片的な箇所が報告されただけである。

また、校長は監査の際に質問を受けた職員リストを公表するつもりはないとした。

我々は監査が以下のような条件下で行われたことを遺憾に思う次第である。

- 情報処理委員会に対してアンケート調査もなく（二人の情報処理担当職員は質問を受けなかった）、現在の技術者（11ヶ月前より本校勤務）も質問を受けなかった。また重要データを業務で使用している職員も質問を受けなかった。
- 校長がリセに赴任してまだ6ヶ月であり、本校の“管理体制”や、情報処理システムとその管理手順について、見通しを立てられたとはいえない状況の中、
 - 事務・経理部長（情報処理責任者の管理者）は、理事会の数日前に赴任したところで、
 - 情報処理責任者の代理職員は6ヶ月前に雇用されたばかりであり、
 - 育児休暇中であった12年来の情報処理責任者は、コロナ感染拡大の初期に、またこの監査に際しても協力を申し出たが（代理職員を無給で補助している時間に加えて）、学校側から連絡はなかった。監査はこの理事会の後急いで実施され、数週間後に育児休暇を終えて復帰する予定であった情報処理責任者の参加を妨げた。

5A. 上記に挙げた諸条件に鑑みて、この監査の信ぴょう性、目的、そしてその結論について、特に複数の決議機関で校長が話していた管理体制の問題というものについて疑問を呈するのは当然である。つまり、校長が質問相手を選択し（2020年2月の理事会議事録参照）、身内間ではアジテーターと形容していた育児休暇中の情報処理責任者の信用を失わせるために、監査企業が提出した結果を早々に公表したということである。

一人の職員、校長自らがアジテーターと呼ぶその職員を攻撃しその廉潔を傷つけるために、保護者が支払った学費、監査企業、そして本校の複数の決議機関が使われなくてはならなかったのだろうか。

-> 1月27日の学校運営評議会で、情報処理システムの安全性に関する疑問が提出された。校長は、この安全問題について自分で判断することは不可能であり、主観的な意見に従うことはしたくなかった。中立的な外部の意見を導入したいと考えた。監査は、予算が限られていたことからその範囲を限定し、短い期間で一点に絞って行われた。情報処理担当者と面会することを提案したが、監査実施者は意見書の作成に十分な情報があると判断した。ただ、その情報等は情報処理システムの知識を十分にもたない人間から出たものであることは彼に伝えた。

監査の結果まとめは複数の決議機関で報告された。本日の理事会でも報告された情報処理委員会の推奨事項はこのまとめに基づいて作成されたものであるが、予算等の制限もあり、慎重にならざるを得なかった。構造的な問題改善は徐々に始まったところである（プロノートへのアクセスに関する安全確保）。

5B 情報処理責任者に対して書かれた文言、そしてそれが本校の全職員に送付されたことは（今や東京のフランスコミュニティで回覧されているが）、法的にはどのような結果をもたらすか。

-> もし名誉を棄損されたと考えるのであれば、行動を起こすことは彼の自由である。

5C 2020年5月27日、育児休暇中の情報処理責任者を中傷するメールが校長によって全職員に送付された件を受けて係争が起こった場合、フランス及び日本の法務相談費用や弁護士費用はリセの負担となるのか（すなわち保護者負担）、それとも校長が負担するのか。

-> 公務員の職能保護の申請制度というものがあり、この種の費用は国の負担となると校長が答える。仏在外教育庁長官もそれを認める。

5D 過去5年間に、法務相談と労務管理を兼任していた労務士にかかった年間費用を出してもらえるか。

-> 前任者の報酬月額は、新法務担当者の報酬額と同様であった。

5E 前人事部長の退職に際してかかった総費用（給与、手当、弁護士費用）はいくらであったか。透明性の確保、そして風評を断ち切るためにも、教職員代表の反対を押し切って採用されたこの前人事部長の退職にかかった経費の諸条件を知りたいと考える。

-> この契約解除の同意事項については公にされていない（本人がそれを望んだ場合を除いて）。また、業務上この情報を知り得た者による守秘義務の遵守が望まれたところである。

仏在外教育庁長官は、本会で有意義な意見交換や協議ができたと述べ、リセへの変わらぬ奉仕に対しローラン・ピック大使及び理事メンバー、在日フランス人選挙区選出議員に感謝の意を表す。

21 時 20 分、理事会の終了が宣言される。

議長：オリヴィエ・ブロシェ

書記：マリー・ドイャンベール

副書記：ピエールフランソワ・ヴィルキャン

議長代理 法人事務局長 ローラン・ヴァインベルグ